

令和2年第3回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年6月2日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君

子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回那珂川町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則第125条の規定により、9番、川上要一議員及び10番、阿久津武之議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から4日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から4日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長諸般の報告を申し上げます。

最初に、議員の辞職についてであります。

閉会中の5月8日、石川和美議員から一身上の都合により議員辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により5月9日付で議長においてこれを許可いたしましたのでご報告申し上げます。

次に、請願陳情の取扱いについてですが、今期定例会前の所定の日までに請願及び陳情等の提出はございませんでした。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月7日、子育て支援住宅整備事業の竣工式がエミナール那珂川で行われました。町の一大プロジェクトでもあり、今後人口流出に少しでも歯止めをかけ、移住・定住者の増加を願うものであります。

3月10日及び3月18日は、町内小・中学校の卒業式でありましたが、新型コロナウイルス感染予防対策として開催規模縮小の要請があり、出席することができませんでした。

4月6日から10日間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されまして、議員各位にも朝夕の街頭監視活動にご協力をいただきました。

そのほか各種行事等がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止や延期するなど出席しておりません。

次に、議長へ報告のあった各委員会の開催状況について主なものを申し上げます。

3月5日に総務産業・教育民生合同の常任委員会を開催し、所管事務調査における意見書の回答や、常任委員会意見交換会における意見要望書の回答など、担当課から説明をいただきました。

議会広報委員会は、議会だより第59号の編集のために3回開催し、5月10日に発行いたしました。

最後になりますが、5月8日に開催された臨時会で、議会体制が新しくなり、今期定例会が最初の定例会となります。

今後も町民の皆様の負託に応えられるようさらに自己研さんに努めるとともに、調査研究を重ねながら、議員一丸となって明るく、住みよい、そして活気のあるまちづくりを進めていきたいと考えております。

町民の皆様及び執行部におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。

令和2年第3回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

また、先ほどは小川前議長の肖像の掲額式が行われました。この2年間のご尽力に感謝を申し上げますとともに、心からお祝いを申し上げます。そして、鈴木新議長には、若さでの議会運営をご期待申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大により、4月7日に緊急事態宣言が7都府県に対して発令されて以来、5月25日には宣言が解除となりました。

この間、児童生徒の感染防止対策として、異例かつ長期にわたる学校の休業措置が、年度末、年度初めの3月から5月にかけて実施され、卒業、進級、進学シーズンの教育現場に大

きな負担と困惑を強いることとなりました。

5月14日の栃木県の措置解除によりまして、町内の小・中学校は、5月18日からの分散登校、25日からの午前中登校を経て、昨日6月1日から通常登校に戻ることができました。

各小・中学校では、授業の遅れを取り戻しつつ、児童生徒の感染予防に対する指導や実践が必要な教育にもなっています。

那珂川町では、幸いにも今のところ感染者の発生は確認されていませんが、長引く自粛ムードの中、観光や飲食業への経済的な打撃に対し、いまだに回復の兆しは見えてこないのが現状であります。

感染に関する第2波への警戒のため、引き続き気を緩めることなく、国の進める新しい生活様式の実践を啓発していかねばならないと思っております。

国で措置された1人10万円の特別定額給付金事業につきましては、5月14日からオンライン申請を受け付け、郵送用の申請書については、5月19日に世帯主6,030人宛てに郵送し、現在受け付けしているところであります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各種給付や支援に関わる事業のほか、感染予防に関わる啓発活動を実施し、国・県と協力しながら、事態の収束に向けて取り組んでいきたいと思っております。

このような最中、悲しい出来事がございました。既に皆様もご存じのとおり、5月19日元馬頭町長の白寄 暹様が永眠なされました。旧馬頭町の地域振興に尽力され、この新庁舎になってからは、議会傍聴にもお見えになっておりました。新型コロナウイルス感染症で外出を自粛するようになり、健康を気にしておられた様子ですが、急逝され、誠に残念な思いでございます。白寄様のご冥福を心からご祈念申し上げます。

それでは、3月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策本部会議を3月6日から5月28日までほぼ毎週11回開催し、町の対応について協議しました。

3月10日と18日に実施された町内の小・中学校の卒業式については、先ほど議長のおっしゃったとおり出席は自粛させていただき、祝辞を送付させていただきました。卒業生の皆さんには、新型コロナウイルスに負けないよう、新しい学校生活等に頑張ってくださいと強く望んでおります。

3月31日に町職員の退職辞令交付式を、4月1日に町職員等の辞令交付式を馬頭総合福祉

センターで実施しました。退職者は17名、新規採用者20名で、職員総数は206名となりました。

4月15日、那珂川町戦没者・消防殉職者合同追悼式執行委員会が開催され、本年度の合同追悼式については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、中止とすることが決定しました。例年5月中旬にあじさいホールで実施してきましたが、やむを得ない事情とはいえ非常に残念であります。この場をお借りいたしまして、戦没者1,037柱並びに消防業務において殉職された3名に対しまして、町民を代表し追悼の意を表させていただきます。

4月22日、トランセンス株式会社の安齋 幸代表取締役が来庁し、除菌効果の高い次亜塩素酸水が寄贈されました。また、5月20日には、株式会社白相酒造の白相淑久代表取締役が来庁し、消毒用高濃度エタノールが寄贈されました。町としては、庁舎内窓口に設置するほか、小・中学校や認定こども園などでも使用し、感染防止対策に活用させていただきます。なお、消毒液やマスクにつきましては、認定こども園に対しまして、町民個人からもご寄附いただいております、皆様の善意に感謝を表する次第であります。

4月23日、那珂川町行政区長連絡協議会総会が、役場会議室で開催されました。新型コロナウイルス感染予防の観点からほとんどの会議が中止となっておりますが、多くの区長が改選され、協議会役員を選出について協議が必要であることから、会議時間を短縮し、十分な換気、ソーシャルディスタンスの確保、入室時の検温などの対策を講じることで開催可能と判断いたしました。この総会におきまして小川第5行政区の薄井秀雄区長が、協議会会長に選任されました。

5月5日及び15日に栃木県主催の市町村長会議が開催されました。感染予防の観点から、インターネットを介したウェブ会議として開催され、町長室から参加しました。本会議では、新型コロナウイルスに対する国の方針、緊急事態宣言の延長や一部解除が示されたことに伴う栃木県の対応について市町村に説明がありました。

5月8日、辞職に伴う議員選出の監査委員について、第2回議会臨時会にて承認された後、町長室にて辞令を交付しました。前監査委員の益子明美議員におかれましては、約2年間の執務ご苦労さまでございました。新監査委員の小川正典議員におかれましては、よろしくお願いたします。

5月27日、長年にわたる統計調査員の功績により、小口在住の谷田廣一氏に瑞宝単光章の伝達を町長室で行いました。谷田氏は昭和45年の国勢調査から令和2年の農林業センサスまでの半世紀にわたり、各種統計調査の調査員として従事され、その功績により今回の受章と

なりました。

終わりに、本定例会には、報告事項4件、議案では人事案件1件のほか、条例の改正4件、補正予算2件、契約の締結2件の計9議案を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清 君

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問を許可します。

2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） おはようございます。公明党の大金 清です。

初めに、新型コロナウイルス感染症で亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表すとともに、治療中の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

当町には、新型コロナウイルスの感染者はおりません。町民の皆様には不要不急の自粛と手洗いというがいの励行を徹底し、マスク等を着用して、予防に努めていただいているからでございます。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

緊急事態宣言が解除になりましたが、第2波、第3波の予測が考えられ、自粛が求められているところでございます。厳しい状況ではありますが、引き続き町民の皆様には、密閉、密集、密接の3密の回避の徹底を併せてよろしくお願い申し上げます。

また、執行部におかれましては、正確な情報の収集で大変な状況が続いておりますが、町民の命と健康を守ることを第一に、万全の態勢で新型コロナウイルス感染症の予防と防止対策に町一丸となって全力で取り組んでいただき、誠にありがとうございます。今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。そして、一日も早い終息を願っているところでござい

す。

それでは、通告書に基づき1項目について一般質問を行いますので、誠実な答弁を期待いたします。

新型コロナウイルス症の対応と対策について。

今や世界中に感染症が拡大し、現在600万人以上に達し、お亡くなりになられた方々が36万以上と痛ましい状況であります。日本においても緊急事態が解除になりましたが、大変な状況が続きますが、そこで町の取組について細目10点について伺います。

1点目、新型コロナウイルスの感染症の対応と対策をどのように考えているか伺います。

2点目、小・中学校の休校に伴う学習について、どのような対応と対策を考えているか伺います。

3点目、認定こども園、放課後児童クラブの休園、休所について、どのような対応と対策を考えているのか伺います。

4点目、休校中の児童生徒の虐待についての状況を伺います。

5点目、奨学金受給者の支援対策の考えを伺います。

6点目、町内のどのような施設にどのような自粛要請を行ったか伺います。

7点目、町医師会と情報交換など対応を協議したか、その状況を伺います。

8点目、マスク、消毒液などの備蓄品の状況と今後の対応について伺います。

9点目、国の第一次補正予算に対し、町はどのような支援策を考えているのか伺います。

10点目、今後のコロナウイルス感染の状況により、追加の支援策の考えについて伺います。

以上、10点についてお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 新型コロナウイルス感染症の対応と対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、感染防止の対応と対策についてですが、1月30日に世界保健機関が国際社会的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言し、政府及び県の対策本部が設置されました。町においては、宣言前から公共施設へのポスター掲示や消毒液の設置を行い、感染予防対策を実施していました。

2月3日に那珂川町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、5月28日までに計18回の対策本部会議を開催してきました。その中で、国・県の動向や、感染状況を見ながら、

町営温泉や体育施設、美術館などの町民利用施設等の対応方針や手洗い、咳エチケットなどの感染防止対策等について協議してきました。

対策としては、感染予防の徹底と正確な情報の伝達が重要であり、ホームページや新聞折り込みのチラシなどを通して住民に広く周知してきたところであります。

緊急事態宣言は解除されましたが、マスクの着用やうがい、手洗いなどの感染症予防対策の徹底と密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密の回避、そして人と人との距離の確保など、新しい生活様式を町民一人一人に心がけていただき、定着するよう進めてまいります。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

〔教育長 吉成伸也君登壇〕

○教育長（吉成伸也君） ご質問の2点目、小・中学生の休校に伴う学習の対応と対策についてですが、3月2日に始まった休校期間は約3か月にわたりました。この間、児童生徒は家庭学習が中心となりましたが、先生方による継続的な家庭訪問や電話等による心身の健康観察と同時に、どのような家庭学習をしているかを確認し、個別に支援してまいりました。4月からは、教科書に沿ったプリント課題を渡し、家庭での時間割に基づく学習を行うよう指導してまいりました。

また、各学校のホームページで子供の学び応援サイトやテレビスクールとちぎ等の学習支援サイトを周知し、活用を促しました。

さらに、ケーブルテレビを活用した先生方による学習ガイダンスと称した番組を作成し、放送してまいりました。

現在、町内の全小・中学校において、6月1日より通常登校を再開しているところです。各学校においては、まずはしっかりと児童生徒の学習内容の定着を確認し、必要な措置を講じてまいります。今後は、授業時間数の確保のため、夏休み期間の短縮や学校行事の精選を行ってまいります。様々な不安がある中で、学校教育活動をしていかなければなりませんので、教育委員会としましては、児童生徒、保護者及び教員等に対し、丁寧な説明ときめ細かな支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） ご質問の3点目、認定こども園、放課後児童クラブの休園、休所についてですが、認定こども園につきましては、保護者が働いていて家で1人であるこ

とができない年齢の子供が利用する施設のため、学校が休校となった後も感染の予防に十分に注意した上で児童を受け入れてきました。

放課後児童クラブにつきましては、感染の拡大により小学校が休校となったため、3月2日からは運営時間を午前中からに拡大しまして、長期休業期間中と同様に朝7時30分からの運営を続けてきました。5月25日からは半日授業が始まったので、運営時間を短縮し、小学校が再開した6月からは通常どおりの運営となっております。

登園、登所の自粛要請につきましては、感染の急激な拡大や国の緊急事態宣言を受けまして、3つの密を避けるために、放課後児童クラブは、4月13日から自主的な休所をお願いしました。また、認定こども園は、4月21日から自主的な休園のお願いなどを行い、ともに5月末まで実施してきました。

感染症の予防のためには、子供の体温を毎日測ってもらい、熱や咳などの症状があるときには登園、登所を避けてもらう、園内、所内の消毒を徹底するなどの対策を行ってきたところです。

次に4点目、休校中の児童生徒の虐待の状況についてですが、小・中学校が休校中であっても、ネグレクトなど虐待のおそれのある家庭につきましては、要保護児童対策地域協議会が家庭環境などを把握しまして対応に当たっております。家庭の最新の状況を確認するために定期的に電話をしたり、家庭訪問、面接などを行ってきました。

小・中学校とも情報の共有をしております、何か変化があれば互いに連絡を取り、必要があれば児童相談所など関係機関も交えて対応に当たることになります。

3月から5月までの休校期間中につきましては、小・中学校から虐待の連絡などはなく、また、町や児童相談所への直接の通報や相談なども特にありませんでした。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） ご質問の5点目、奨学金受給者の支援対策についてですが、町の奨学金を受給された方に対しまして、町奨学金貸与条例第11条第2号によりまして、病気その他正当な理由により奨学金の返還が困難であるときに、奨学金の返還を猶予することができることとなっております。新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けている場合にも、この条項が適用できると考えております。

また、同感染症の影響を受けまして、家計の急変やアルバイトの収入減により就学の継続が危ぶまれる学生等の救済措置につきましては、現在、授業料の減免等、独自の支援策を打

ち出す大学が出てきており、また、国においては困窮学生への現金給付を閣議決定するなど、様々な立場からの支援の動きが出てきているところであります。

町といたしましては、それらの動向を注視するとともに、町の既存の奨学金制度との整合性を図りながら、公平性が保たれるような支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） ご質問の6点目、町内施設の自粛要請についてですが、緊急事態措置に基づく要請は、町が直接行うものではなく県が行うものであります。県内では外出自粛要請や遊興施設などの休止要請が行われました。なお、町においても、県民利用施設にならない温泉浴場や図書館などの町民利用施設を臨時休業いたしました。

次に7点目、町医師会との協議についてですが、町医師団との協議は行っておりませんが、各医療機関の衛生用品の不足状況などについて電話により複数回確認しました。マスクの不足が確認できたため、社会福祉施設を含め、4,040枚のマスクを提供してきたところであります。また、那須南病院へも別途防護服とマスクの提供を行いました。

次に8点目、マスク・消毒液などの備蓄品についてですが、感染症対策としての備蓄品は、マスクが3万5,000枚、一般用の防じんマスク2,400枚、医療用マスクのN95が4,300枚、防護服セット240組などです。今後も、感染予防用備蓄品の計画的な確保と併せて在庫管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の9点目、国の第一次補正予算における町の支援策についてですが、町では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、町民に一律10万円を給付する特別定額給付金事業や、児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人につき1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金事業による支援のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、各種支援策を実施することとしております。

臨時交付金の主な事業を申し上げますと、第1に、小・中学校のICT環境整備事業として、学校の臨時休業期間中も切れ目ない学習環境を提供するため、遠隔授業等を実施するGIGAスクール構想実現に向けた環境整備を実施いたします。

第2に、中小企業等支援交付金事業として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営に大きな打撃を受けた中小企業及び個人事業者等の事業継続を支援するため、国の持続化

給付金の減収要件に該当しない事業者に対し、交付金を支給する事業を実施いたします。

第3に、子ども商品券発行事業として、小・中学校が休業となり家庭における食費などの負担が増加していることから、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、商品券を発行する事業を実施いたします。

そのほか、避難所の衛生環境を保つために、組立て式の更衣室や間仕切りなどの資材を備蓄する防災活動支援事業や、図書館の蔵書を整備する図書館パワーアップ事業などの実施を計画しており、これらの事業により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と地域経済の支援を図りたいと考えております。

次に10点目、今後の追加支援策の考えについてですが、新型コロナウイルス感染症の今後の状況にもよりますので、国や県の施策と連携を図りつつ、感染症拡大防止策や地域経済の支援策などを研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） それでは再質問に入ります。

1点目、もしも万が一新型コロナウイルスに感染してしまったなど思った場合、具体的にどのような行動を取ればよいのか、その点をお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 今の質問にお答えします。

まず、風邪やインフルエンザ等が心配な場合には、かかりつけ医へ電話をお願いしたいと思います。息苦しさや強いだるさ、高熱などのいずれかの強い症状がある場合にはすぐに、比較的軽い風邪症状でも高齢者や妊婦、基礎疾患のある方はすぐに、比較的軽い風邪の症状が続いたらすぐに、比較的軽い風邪の症状が4日以上続いたら必ず、帰国者・接触者相談センターに電話をしてください。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 分かりました。

それでは2点目。小・中学校の授業が始まったわけですが、児童生徒の状況はどうか、また、休校中の勉強の遅れをどのように取り戻していくのか、その考えをお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） ただいまの質問にお答えをいたします。

昨日、通常登校によりまして学校再開しておりますけれども、おかげさまで子供たちはおむねうれしそうに、そして元気に登校をしております。また、3つの密を防ぎながら教育活動を行っているところでございます。5月18日に分散登校を始めまして、25日から午前中授業ということで、いわゆる通常登校の練習をしていたような状況がありますので、それによって無理なく学校生活になじんでくれたのかなと考えているところでございます。

それから、2点目の学習の遅れなんですけれども、今後夏休みの短縮、各種行事の精選、それから、いろいろな大会が中止になりましたので、その分を授業に振り替えていくというようなことで対応してまいりたいと思っています。授業が遅れているのを取り戻すというよりも学習計画を組み直していくということで、日々の授業を着実に実践してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 児童生徒たちは、やっぱり長期に休んでいましたので、いろいろなストレスを抱えていると思います。例えば、不登校とかいじめ等の問題であります。

子供たちが発信するSOSをしっかりと捉えていただいて、お願いしたいなと思っています。この点についてお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） ご心配いただいているとおりでございます。各学校においては、学級担任、それから養護教諭、これらを中心にきめ細かな健康観察、それから児童生徒等の状況の把握、これは行っております。その中で、健康相談などの実施とか、それからスクールカウンセラー等による教育相談こんなことも丁寧に対応しております。実は先日、保護者にアンケートを実施させていただきました。10%程度の保護者が「相談したいことがある」と回答しておりました。これらの方々に対しましても、面談等を実施してその解決に当たっていきたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 本当に、先生方も初めての経験、児童生徒も初めて、我々も初めてなんですけれども、そういった折ですので、やはりその保護者、先生方、教育委員会、子供たちと、大きな意味で情報交換をして、しっかりと勉強に取り組んでいただきたいと思っています。

次に、3点目、4点目の再質問はございません。

5点目の奨学金の返納の未納者は現在何人ぐらいいるのかお伺いたします。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 奨学金の未納状況はということでございますけれども、令和元年度、現年度分ということで、返還未納者はおりません。ただ、滞納繰越分の中で6名の未納者がおりますが、いずれの方も新型コロナウイルス感染症の影響により滞納している方ではございません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 奨学金の滞納はない。これは素晴らしいことだと思います。今回やはりコロナ禍の中で大変な状況ですので、もし新たな支援策があれば再度検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 新型コロナウイルス感染症の影響による現下の経済情勢におきまして、経済困難となつてしまい奨学金の返還が困難になってしまった方に対しましては、先ほどの答弁の中においても説明させていただきましたとおり、返還猶予という支援で考えておりまして、具体的に申し上げますと、毎月の返還の額、当初の約束した割賦金を減額するとか、返還が無理な期間を猶予するなどして、減額返還適応期間に応じた分の返還期間を延長しまして、無理なく返還を続けることができるという支援を考えております。

また、町の奨学金貸与制度の中で、今年度の奨学金貸与の申込み人数が予算計上させていたただいたよりも少なかったことから、新型コロナウイルス感染症の影響で年度途中からであっても奨学金を借りたいという学生に対しまして、二次募集をすることを現在検討しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） しっかりと取り組んでいただき、ありがとうございます。

それでは、6点目、7点目の再質問はございません。

8点目、これから入梅期や台風時期に入ります。集中豪雨により災害が起きることも想定されます。そこで、避難所へのマスク、消毒液、また体温計の備蓄品は確保されているのか、

お伺いをします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 先ほど申し上げましたが、感染症予防の備蓄品は、健康福祉課で備えているところであります。5月補正でも消毒液等の購入を予定していますので、また、総務課においても、災害用の備蓄品がありますので、連携をしながら対応に当たっていききたい。現時点では、対応できるだけの量はあると考えているところであります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 避難所、これからコロナウイルスというこういった感染が出てしまっ
てこれから避難所の対応もかなり厳しい状況です。また、今回の感染に伴って、備蓄品も再
検討することだと思っておりますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

9点目、現在、特別定額給付金が一律10万円振り込まれております。皆様本当に喜んでい
ることと思ひます。現在でどのぐらいの人たちが振り込まれたのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 特別定額給付金につきましては、冒頭町長から話のありまし
たように、オンライン申請につきましては5月19日から、郵送が5月19日ということで、
申請書の配布が終わりまして、現在受付作業を進めているところだというような状況です。

基準日現在の人口につきましては1万5,890人、世帯数は6,030世帯となっております。
そのうち、昨日までに申請があった方が5,088件、率にして84.4%となっております。また、
金額につきましては、1人10万円ですので15億8,900万円になりまして、そのうち6月4日、
あさってになります、2回目の振込となります。累計で、8億8,110万円となりまして、
54.4%、半分以上の方への給付が今終わろうとしているところだというような状況でござ
います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 特別定額給付金の申請が8月11日までと聞いております。全町民の方
に振込可能なのか、その辺をお伺ひします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 特別定額給付金につきましては、申請受付期間が3か月以内ということで定められており、当町におきましては8月11日という期限を設けさせてもらっているところであります。先ほど申しましたようにも、8割を超える申請が来ておりますので、十分期間的なものは確保できると考えているところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ほとんどの方が10万円を待っていると思います。誰一人漏れなく最善の努力をお願いしたいと思います。それから、基準日が4月27日となっております。4月28日以降の方、例えばお生まれになった方、これ10万円もらえません。そこで、今年度中に生まれた方について、国の第二次補正予算の地方創生臨時交付金を活用して、特別臨時出産祝い金事業を起こしてはどうか、その辺をお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の4月28日以降生まれた方に対するの交付金をというご質問にお答えさせていただきます。

国の二次交付金につきましては、今閣議決定されたということでの情報しか手元にございませので、どういったものに活用できるかはまだ具体的に決まっておりません。議員ご提案のことについても、できることであれば、調査研究して検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） よろしく申し上げます。

町長は、下野新聞5月10日付で新型コロナ、県内の首長に聞くというところで、子どもの商品券発行や全ての児童生徒の教育へのICT環境の整備を提言されました。そこで、事業の具体的な内容についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） それでは、私のほうから子ども商品券の具体的な内容ということでございますので、ご説明をさせていただきます。

子ども給付金につきましては、5月1日現在那珂川町に在住のお子さん、ゼロ歳から18歳以下ということで、高校生までのお子さんお一人に1万円の商品券を交付するものでござい

ます。また、商品券の使用期限でございます9月30日までに出生届が提出されたお子さんに対しましても1万円の商品券を交付するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 分かりました。

各事業の推進に当たりましては、スピード感をもって実施していただきたいと思います。

10点目、最後の再質問です。国の第二次補正予算が決定いたしました。地方創生臨時交付金は2兆円でございます。これから実施計画を立案すると思いますが、先ほどの特別臨時出産祝い金事業として、少子化対策にも非常に役立つと思っております。この点町長いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 少子化対策に役立つ、これはまさに議員おっしゃるとおりでございます。ただこの第二次補正につきまして、総額は決まっていますけれども、第一次補正と同じような算定基準で各市町に配分されるか、これもまだ決まっているわけではございません。それとこのコロナウイルス感染症のこれから、当町ではまだ感染者は1人も出ておりませんが、今後、第二次、第三次の感染、これも危惧されているところでございます。そのような中で、第二次、第三次がどの地域で起きるか、これも分かりません。今、突然ご存じのように北九州のほうで発生している、こういうこともございますので、どこで発生するか分かりません。この発生状況によって、国・県の対応も今後変わってくるかと思えます。そういう中で、この第二次補正にかかわらず、本当に必要であれば町単独でもつけなければいけない、こういうお金もあろうかと思えます。議員おっしゃるご提案、これも念頭に置きつつ今後の推移を十分見守ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 提案させていただきました。町長よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、マスコミ等で100年に一度の国難といわれているところで。危機感をもって町民一人一人に寄り添った事業の実施をよろしく願いいたします。新型コロナウイルスに感染しないよう、3密の厳守、密閉、密集、密接を徹底し、町一丸となって頑張っていきたいなとこういう思いです。

これで公明党、大金 清の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 福 田 浩 二 君

○議長（鈴木 繁君） 1番、福田浩二議員の質問を許可します。

1番、福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 1番、福田浩二です。

本題に入る前に一言申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、約1か月間の緊急事態宣言の間、当町は1人の感染者も出さずに過ごせたことは大変誇りに思います。ひとえに町民の皆様の手洗い、うがいの奨励、不要不急の外出自粛、3密の制限によるものと思われま。まだまだ新型コロナウイルスが、消滅したわけではありません。引き続き町民の皆様には新生活を送るようよろしくお願いいたします。それでは本題に入ります。

質問事項は1問です。新型コロナウイルス感染の影響による学校教育の在り方についてです。よろしくお願いいたします。

政府は先月25日夜、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除しました。4月7日の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新型コロナ特措法に基づき、限定的な緊急事態を宣言しました。そして、4月16日、新型コロナウイルスの感染増加に対応すべく対象地域を全都道府県に拡大しました。栃木県においては、4月12日、県内全域におけ

る不要不急の外出自粛など、4つのお願いという形で知事が県民に訴えかけました。4月20日には、知事の臨時記者会見で、新型コロナウイルス感染拡大に対応した総額248億円規模の補正予算案の概要を発表しました。その中には、休業協力金や資金繰り支援、また、休校中の児童生徒向けのテレビ学習番組も含まれていました。

当町においても、新型コロナウイルスの影響は各方面に出ています。特に影響が出ているのは中小企業と学校関係です。中小企業関係では、産業振興課への相談が5月26日の時点で42件の相談があったと聞いています。学校関係では、3月の初旬より新型コロナウイルスの影響により休校となり、5月18日より分散登校、25日より午前中授業、今月に入ってやっと通常授業が行われるようになりました。そこで伺います。

(1) 小学校・中学校にとって3月からの約3か月間には重要予定行事がありました。例えば、3月には高校受験、卒業式、修了式。4月には、入学式、修学旅行、運動では春季大会などがありました。中止もしくは延期または縮小に余儀なくされてしまいました。3月2日からの臨時休校に始まり、緊急事態宣言を受け再休校になりましたが、この間教育委員会の対応はどのようなものだったのでしょうか伺います。

(2) 現在、幸いにも当町から新型コロナウイルス感染患者は出ておりませんが、児童生徒に新型コロナウイルス感染者が出た場合、また今後県内にさらに新型コロナウイルス感染が拡大した場合にはどのような対応を考えているのか伺います。

(3) 小学1年生にとっては、1学期スタートの本当に一番最初の学校生活と勉強です。中学1年生にとっては、6年生の最後のまとめと新中学1年生の生活、勉強、運動の全てが変わる大切なときです。中学3年生にとっては、まさに来年の高校入試のための大切なときです。もちろん在校生にとっても、進級したことで大切な時期になります。児童生徒の学力について3月から実施できなかった授業時間をどのように確保するのでしょうか伺います。

(4) 4月14日の下野新聞で、鬼怒川小学校の動画配信が行われるという記事が載っていました。当町においては、ケーブルテレビという発信ネットワークがあるので、これを使わない手はないと思い、早速教育長と企画財政課に伺い、児童生徒の学習支援のためのテレビ番組を放送してはどうかと働きかけてみました。那珂川町のケーブルテレビでの学習支援が放送されるという記事が載ったのは4月24日でした。その間に、那須中央中のオンライン、鹿沼市、茂木町のケーブルテレビ、県のとちぎテレビ、那須塩原市のホームページ動画の記載が載っていました。もっと早くこの企画を思いついていればよかったのという思いで非常に残念であります。当町においてもケーブルテレビを活用した指導及び授業が行われてい

ましたが、1週間の番組の中で、何時間学校教育に枠を使っていたのか伺います。よろしく
お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員、マスクもし苦しければ。どちらか決めて結構なんで。
〔「いいですか。はい」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 教育長。
〔教育長 吉成伸也君登壇〕

○教育長（吉成伸也君） 新型コロナウイルス感染の影響による学校教育の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、休校中の教育委員会の対応についてですが、2月28日に国の一斉臨時休校の要請を受けまして、2月28日の教育委員会において、3月2日から3月24日までの期間につきまして、臨時休校とすることを決定をいたしました。

4月7日、政府の緊急事態宣言により、県教育委員会から休校要請があり、4月13日から4月24日までの休校延長を協議し、4月9日に教育委員会にて決定をいたしました。

さらに、4月16日に政府より全国を対象区域とした緊急事態宣言があり、県からの要請を受け4月20日に、4月25日から5月6日までの休校延長を決定し、4月30日に県内及び近隣市町での感染拡大に伴い、5月31日までの再延長、これを決定してまいりました。

また、国・県からの情報収集及び学校への周知、新型コロナウイルス感染者発生時の基本方針の策定、PTA会長を含む全学校関係者等との合同会議の開催、ケーブルテレビを活用した学習ガイダンス「学校からこんにちは」の企画調整、学校再開に向けたガイドラインの策定、保護者へのアンケート調査等、学校再開に向けた関係機関との連絡調整及び学校再開に対する支援を実施してまいりました。

次に2点目、コロナウイルス感染拡大時の対応についてですが、4月9日に新型コロナウイルス感染者発生時の基本方針を策定しております。この方針は、学校関係者に感染者が出た場合の対応について備えるものであります。方針の内容は、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況などについて確認しつつ総合的に考え、臨時休校の必要性について十分協議し対応するというものであります。

今後も国・県の動向を注視し、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況を踏まえつつ児童生徒の安全を第一に考え、必要であれば臨時休校等の措置を講じていかなければならないと考えております。

次に3点目、授業時間の確保についてですが、昨年度末、各学校に3月に実施できなかつ

た学習内容の調査を行いました。実施できなかった学習内容については、新たな学年において補充に努めてまいります。具体的には、新たな学年で学習する内容において、復習の時間として取る対応でございます。

小学校6年生のように学習内容が修了している場合は、中学校1年生においても引き続き定着を図っていきたいと考えております。また、授業時間の確保については、今後夏休み期間の短縮などにより、通常授業が予定どおり実施できれば、年間授業時間数は確保することができる見通しです。

次に4点目、ケーブルテレビ活用の指導及び授業の放映時間についてですが、各学校の先生方に協力をいただき、「学校からこんにちは」と題して、通常の授業ではなく学習ガイドンスという位置づけで放送いたしました。4週にわたり放送いたしました。放送時間については週により放送する教科等が異なるため放送時間が異なりますが、1日では、約1時間、1週間では約7時間の放送でございました。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （1）の再質問に入ります。

年度末の大切なときに授業ができなかった在校生の児童生徒たちの補習はなされるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 学年や教科によって学習の修了状況が違うわけなんですね。学習内容が修了していない学年または教科については、改めて補習の時間を設けてまいります。そして、年度末に学習できなかったところを補充をしてまいりたいと思います。

また、学習内容が修了している学年につきましては、通常の学習の中で振り返り等を実施して、その学習内容の定着を図ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 3月2日から5月下旬までの約3か月間、児童生徒たちの家庭での勉強を含め、生活面や健康面はどのような状況だったのでしょうか。また、先生方はどのように把握されていたのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） おかげさまで、特に大きく健康を害しているという報告はございま

せんでした。各学校におきまして、先生方により電話連絡、それから家庭訪問等によって、生活の様子とか、それから健康面の状況を把握してまいりました。4月の始業式、入学式、これが実施できたわけなんですけれども、このときには子供たちと直接会話をすることができました。そして、子供たちの様子、それを確認しておりました。

本当に非常事態といいますか、この3か月、長い期間の休校だったんですけれども、子供たちとご家庭とそれから先生方の連携といいますか、それをもって状況を把握してまいったという状況でございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 感染の拡大に伴って、4月の8、9、10の3日間のみ登校し、再休校になりましたが、3月の休校に比べてどのような配慮がなされましたか。また、分散登校、午前中授業が行われましたが、どのような配慮がなされたのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） まず、一番大きいのは新年度が始まるとともに、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向になってしまったんです。そこで、子供たちの生命、それから安全・安心、これを最優先に考えてせつかく始まった新年度なんですけれども、再休校を判断したと。これが、最も大きな配慮になるかなというふうに思っております。

健康生活面の把握は電話連絡、家庭訪問、それを継続して実施するということ。それから学習面では、3月までは復習を中心に課題を出ささせていただいていたんです。新年度には教科書を配布することができたので、新しい教科書に配慮した課題も子供たちに出すことができた、そんな状況にあります。それから、分散登校と午前中授業なんですけれども、休校期間が明けていきなり通常登校になって学習活動を始めましても、児童生徒が学校生活、それから学習に慣れていないと。それから、新型コロナウイルスそのものにどう学校生活の中で対応していくかと、そういうことも子供たちが学ばなくちゃいけないと、そういう時間を取りたかったということで、段階的に学校生活や学習活動を開始できるように考えて、分散登校、午前中授業、これを始めたわけでございます。

その折には、学校での基本的な感染症対策の徹底、いわゆる手洗い、咳エチケット、こまめな換気、健康状態の把握、それから消毒液、それらを実施してまいりました。ストレスとか不安、これを訴える子供たち、それから保護者の皆様に対しましては、臨床心理士とかスクールカウンセラーによる教育相談の準備もしてまいりました。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 小・中学校においては、6月1日から通常登校が行われておりますが、保護者の理解は得られたのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 通常登校の開始につきましては、那珂川町学校再開に向けたガイドライン、これを保護者に配布をさせていただいております。その中で段階的に通常登校を実施するという旨は伝えたくてでございます。アンケートを実施したところ、およそ70%の回答率だったんですけども、その70%の回答率の中で88%の保護者の方が、6月1日の通常登校については適切だと回答をいただいております。このことから考えて、保護者の理解はおおむね得られているのではないかと考えたところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 現在の中学1年生は、小学6年生の学習内容を中学校で補充できるのか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 現在の中学校1年生が小学校6年生時における学習内容、これにつきましては、既に小学校6年生のときに修了をしております。今後はその学習内容の定着を目的にしまして、中学校の通常の授業の中で補充をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （2）の再質問に移ります。新型コロナウイルス感染者が児童生徒の保護者だった場合、どのような対応をするのか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） これは、学校関係者に感染者が出た場合の基本的な方針というのを4月9日付で作成をいたしましたところなんですけれども、それによりまして、まず感染した保護者につきましては、県の健康福祉センターの指導によって指示とかがあるわけなんですけれども、その後町のほうで対策本部等開かれまして、その対応に従うということになります。

ただ保護者ですので、そのお子さん、子供たちのほうがちょっと気になるわけなんですけれども、子供たちにつきましては、まず濃厚接触者というふうに考えられると思います。この場合にも健康福祉センターの指導によりまして、いわゆるPCR検査、これが必要なのかどうかという判断をいただきます。PCR検査を実施した場合、陽性となった場合、これは臨時休校、これを判断してまいります。また、陰性という結果が出た場合には、学校教育活動は継続して実施してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 近隣市町の学校で新型コロナウイルス感染者が出た場合、どのように対応するのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 実は、この期間におきましても大田原市で感染者が発生いたしました。今のご質問というのはそのような意味かなと思っております。近隣市町でも、いわゆる一般市民、町民に発生した場合と、それから児童生徒に感染した、発症したといった場合では若干対応と判断は異なると思いますけれども、これにつきましても基本的には県の保健福祉部局と相談をさせていただいて、検討をいたしまして、町の新型コロナウイルス感染症対策本部などで協議をしまして、その指示に従って、対応をせざるを得ないと考えているところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （3）の再質問に移ります。

土曜日授業や7時間授業などは考えていないのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 現時点で土曜授業それから7時間授業というのは、通常6時間授業でいわゆる時間割というのは組んでいるんですけれども、その後に7時間目というのを設定をして授業時間を確保していくというような意味合いかなと思いますが、それは考えてはおりません。ただ、冬休みとか春休みの短縮、これについては今後の児童生徒の学習状況によって検討していかなければならないかな、そんなふうに現在は思っているところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 中学3年生にとって、卒業後の進路選択の大切な時期であります、生徒たちの進路選択、学習内容の遅れなどで不利になることはないのでしょうか。また、どのような配慮を考えているのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 今、福田議員のおっしゃるとおり、中学3年生にとりましては進路選択の大切な時期でございます。特に運動部、それから文化部の各種部活動の自粛、これによりまして大会等が中止になっています。そういったその活動とか実績、こういったことを基に自分の進路を考えている生徒にとりましては非常に残念な結果になっているのかな、そんなふうには推測をしております。ただ、学習内容の遅れから不利になるということは絶対にあってはならない、と認識をしています。今後受験のためのサポート、これを教育委員会のほうで計画を立てて実施をしてみたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 1学期の行事、修学旅行、体育祭、運動会などで2学期に延期になっているようですが、授業に影響なく実施できるのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 子供たちにとりましては、今新型コロナウイルスの感染のために大切な時間が休校ということで制限をされているわけですが、学校行事は一生に一度のものであると、単に授業時間を確保するために一概に学校行事をなくしていくということが本来の教育活動とは言えないのではないかなと考えているところでございます。充実した学校生活を送るためには、学校行事というのは非常に重要なことだと認識をしております。1学期の学校行事、これがいわゆる夏休み以降のある一定の期間に集中してしまうことがないように、今年度残り6月からですと10か月の期間がございます。その期間でバランスよく配置をしまして、児童生徒が充実した学校生活を送れるように支援をしてみたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （4）の再質問に移ります。

児童生徒の家庭でのケーブルテレビの加入率はどの程度なのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 実は、本町における児童生徒の各家庭のケーブルテレビの加入率というのは実際は把握してございません。ただ、先日保護者へのアンケートの中に、なかテレビを見ることができますかという質問項目を入れました。そのアンケートの結果なんですけれども、およそ72%の家庭で視聴できると回答をいただいております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） ケーブルテレビでの一方通行の補習授業で児童生徒の理解の確認はどのように行われていたのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） ケーブルテレビの番組につきましては、保護者宛ての一斉メールで周知をさせていただいております。ご指摘のように一方通行の放送ですので、児童生徒がどれくらい視聴できたのか、それからその内容を理解できたのか、これは確認する方法がございません。今後、学校再開しておりますので、子供たちと教員の会話と申しますか、日常の会話の中で、先生のテレビでの姿を見たよとか、それから教員のほうから、テレビでこういうふうな学習の仕方を話したけれども、やれましたかといったような、そういった日常のコミュニケーション、それから必要に応じてアンケート等を実施して、その状況の把握をしてみたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 今年の6年生と中学3年生は3か月間まともな授業を受けていないので、学力の面で大変心配なのですが、その学力の足りない面を補うためにケーブルテレビは知識の集積、知識の確認になるので、番組の拡大及び年間を通して継続した番組というのは考えているのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 現時点では、年間を通した番組作成は考えてはおりませんけれども、今後いわゆる第2波、第3波と言われるような新型コロナウイルスの感染拡大が起きました臨時休業を余儀なくされた場合には、児童生徒への放送を通した学習支援、これは必要ではないかなと思っております。したがって、また番組制作を通して、それを放送してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 当町においてもG I G Aスクール構想の実現のため補正予算を計上しているようですが、双方向の学習システムをどのように考えているのでしょうか。また、双方向学習システムによるためには何が課題でしょうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 今回のG I G Aスクール構想では、那珂川町も学校 I C T環境整備計画、この中にこのG I G Aスクール構想を盛り込んでおります。それは、今議員ご指摘のようにオンラインの学習システム、すなわち双方向のやり取りができるシステムになっております。これがケーブルテレビの放送とは大きく異なる点でございます。課題としましては、まず教職員の研修、これは全く初めてのことになりますので、先生方、教職員がそのシステムを理解して、そしてそれを使えて、そして子供たちに指導できるところまでその資質を高めていかなくてはならないというところが大きな課題でございます。

それから、子供たちにとりましては、その1人1台のコンピューターに慣れるということ。操作をしてそれに慣れるという、そこまでどのぐらいの時間がかかるのか、それが非常に重要だと思っております。

さらに、今度は双方向の学習支援のソフト、アプリケーションというものなんですけれども、それを活用して、その活用すること、使うことが学習ではないんですね。それをツールとして学習をしなくちゃいけないというところ、学習ツールとしてそれを使いこなすということ、ここまで高めていくところが大きな課題ではないかなと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） まさに現在、学校関係の皆様は大変ご苦勞なさっていると思います。

この新型コロナウイルスは一過性のものではありません。継続的な対策と一人一人の意識をもって感染しないよう心がけることが大切です。昨年12月の答弁でいただいた専科教員の配置、外国語活動の充実を進めていただき、学力の向上を図ってください。

しかし、約3か月分の授業を取り戻すのは並大抵のことではありません。小学6年生、中学3年生の児童生徒たちには大変な苦勞でしょうが、子供たちには無限の可能性が詰まっています。教育委員会の皆様をはじめ、先生の方々には誠に大変ではありますが、よろしくお願いたします。そして、来年3月には、児童生徒を含めた全ての人が笑顔で卒業式を迎え

られるようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 1番、福田浩二議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時20分といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問を許可します。

3番、川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 話しにくいのでマスクを外してもよろしいでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） はい。

○3番（川俣義雅君） では、外させていただきます。

2項目質問をします。

1項目めは、まほろばおがわの就業規則の変更に関する問題についてです。

2001年開設のまほろばの湯は、当初から建物や設備は町が所有し、営業は第三セクターであり、後に指定管理にもなるまほろばおがわが行ってきています。株式会社まほろばおがわの資本金3,000万円の3分の2、2,000万円を町が出資し代々町長や助役が代表取締役を務めてきました。現在の代表取締役は福島町長です。

昨年7月、この会社で従業員が60歳で雇い止めになりました。この問題について質問してきましたが、町長は、会社内部のことなので答弁を差し控えるとして、事実上答弁を拒否してきました。先日、町長の答弁はおかしい、まほろばの湯は町が運営しているようなものだ。

町長は逃げないでちゃんと答えるべきだと私に声をかける人がいました。そのほかにもたくさんの方から声かけられています。

町が深く関与し町民が株主のような会社で起きた問題です。町長は、町民の代表として代表取締役を務めているのですから、ぜひともきちんと答弁をしていただきたいと思います。今、国政に関して国民の信頼が揺らいでいます。一国の長でも、一自治体の長でも、人間としての誠実さが厳しく問われている時であると思います。

1点目の質問です。3月議会で就業規則の是正についての質問に対し、就業規則の不備に気づいた時点で是正するよう伝えたとの答弁がありました。そのことに関してです。就業規則の不備に気づいたのはいつなのですか。不備があると気づいたのは何がきっかけだったのですか。2つの点についてお答えいただきたいと思います。

2点目に、昨年7月に従業員が雇い止めになったのは、就業規則に再雇用の規定がなかったからですか。事実をお答えいただきたいと思います。

3点目に、これも3月議会で、問題は解決したと認識しているとの答弁がありましたが、具体的にどんな問題があり、どのような結果になったことを指して解決したと認識しているのですか。答弁願います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） それでは、まほろばおがわの就業規則の是正と問題の解決についてのご質問にお答えします。

まず1点目、就業規則の不備についてですが、昨年8月、雇用関係の手続をした際に分かったと聞いております。

次に2点目、就業規則の規定についてですが、まほろばおがわ会社内部のことですので、答弁は控えさせていただきます。

次に3点目、問題が解決したとの認識についてですが、解決したとの認識につきましては、就業規則の不備を是正したことでありと認識しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 1点目の再質問です。

確認ですが、規則の不備とは、就業規則に再雇用の規定がなかったことですね。お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 8月にその就業規則の不備に気がついたというお答えでした。7月31日付をもって従業員の方が60歳の誕生日月の最終日をもって雇い止めになっています。その雇い止めが終了してから分かったということになると思います。では、なぜ従業員の方が60歳を迎えるというときに就業規則の不備、つまり再雇用の規定がなかったということに気がつかなかったのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） その点でございますが、先ほども申し上げましたとおり、会社内部のことでございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 8月に気がついたということなんですが、従業員が定年を迎えるその後の65歳までの雇用をどうするかということは、雇主はきちんと考えなければならない問題だと思います。この町役場でも60歳を迎える、皆さん迎えます。そのときに、この後5年間どうするのか、引き続き役場で勤め続けるのか、それとも自分から退職して違う仕事、あるいは仕事をやらないのか、本人に確かめると思います。そういうことはなさらなかったんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） これにつきましても、会社内部のことでございますので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） それでは、この会社ということではなくて、あなたが雇用主だと仮定して、あなたのとこで働く従業員が60歳を迎えた。そのときには当然、雇主としては、その後のその方の働き方について気を配る、どうするんだろうとその人の希望を聞く、そういうことはすべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（薄井 亮君） 仮定の質問でございますので答弁は控えさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） それでは、少し質問を変えます。高年齢者の雇用の安定に関する法律いわゆる高年法。これは2012年に改正され、事業主は従業員に65歳までの安定した雇用を確保するため、次のいずれかの措置を講じなければいけないということになっています。

1つは、当該定年の引上げ、2つ目に継続雇用制度、つまり再雇用制度の導入、3つ目に定年制そのものの廃止、この3つのうちのどれかを選択しなければならないというふうになっています。町長は昨年9月の議会で、この高年法について一字一句正確には覚えていないが、存じ上げていると答弁しました。ちなみに、町長が高年法を知ったのはいつ頃でしょうかお答えください。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） お答えする必要はないと存じます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 答えなかったということですね。

高年法を知っているか知っていないか、それをいつ知ったかということは、この会社のこととは私は関係がないと思います。関係なく知っていると言っていると答えたわけですから、いつ頃知ったのか、それぐらいは答えていいのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私としては、必要ないと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） それでも答えないということですね。

では、2点目の再質問です。会社内部のことだから答えは差し控えるということでしたが、昨年の7月31日に定年を迎えた方に辞令というのは渡されたのでしょうか。渡されたとしたら、渡したのはどなたでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） これも会社内部のことですので、お答えは差し控えさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 普通の会社のことを言っているではありません。最初に言いましたように、町が深く関与している3分の2の出資金を出している、そういう会社です。ですから、午前中もその営業状況について報告されるということが書かれていました。明後日には、それが報告されるわけです。その報告に基づいて、私たち議員からも質問を受けるということになっています。そういう会社です。そういう会社のことをこの町のこととは関係ないので答えないというのは、私はおかしいと。町民は、自分たちの税金が入っている会社ですから、当然どういうことになっているのか中身を知る権利があると思います。その町民の代表として、町長は代表取締役を務めているわけですから、町民の疑問にきちんと答えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまのご質問に関しては、お答えする必要がないと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 7月31日に辞令が渡されています。こういう辞令です。

株式会社まほろばおがわ社員就業規則第47条の規定により、令和元年7月31日をもって定年退職。令和元年7月31日、株式会社まほろばおがわ代表取締役福島泰夫。こういう辞令が渡されています。渡したのは町長です。町長が社長を務めているそういう会社で行われたことです。

この7月31日に辞令が渡されてこの方が退職になる、その後に就業規則の不備に気がついてそれを是正したということでした。前も私が発言しましたように、是正は2回行われています。1回目に行われた是正は全く是正の名に値しない、文言だけを入れ替えただけのものでした。それでは駄目だということで、ハローワークから再度の是正勧告があつて2度目にやっとまともな就業規則、再雇用制度の入った就業規則になったわけです。最初に課長のほうから、その就業規則を是正したので、それをもってこの問題は解決したと、そういう認識だという答えがありました。

しかし、それでいいのでしょうか。就業規則に再雇用の規定がなかったので60歳で退職になった方は、就業規則が是正されまともな就業規則になっていれば、退職にならなかったわ

けです。希望すれば今でも65歳まで継続雇用になっていたはずです。違いますか、お答えください。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） これも会社内部のことですので、お答えは差し控えさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） まほろばおがわの就業規則が不備だった。もっと言えば、法律違反の状態だった。法令に違反した就業規則によって60歳で雇い止めになったのですから、会社の責任が問われます。希望すれば65歳まで継続雇用されたのに、その道は閉ざされてしまっています。その方は今も就職できていません。ハローワークに通っていますが、適当な仕事が見つからない、そういう状態です。就業規則を変えてしまえば、それでおしまいだとしたら、何とひどい会社なのか、何とひどい社長なのかとずっと言われるのではないかと思います。本当ならあと5年間働けた人を雇い止めにしてしまった。その人が今どうなっているのか気になるのが当たり前だと思いますが、雇主として心に留めていますか、どうですか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 会社内部のことですので、お答えは差し控えさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） あなたは、立候補してこの町の町長になっているのです。だったら住民の手本になるような態度、生き方をしてもらいたいと思います。この方は今非常に悩んでいます。その悩みが、その元が、まほろばおがわの就業規則の不備にあったことが明確ですから、問題を誠実に解決していただきたい、そのようにまた再度お願いしたいと思います。

残念ですが、2項目めの質問に移ります。

認定こども園の民営化の検討についてです。今まで町営で行ってきたこども園、その前は幼稚園だったり保育園だったりしますが、現在は認定こども園ということになっていますが、町営で行ってきたものを民営にするというのは、町政にとっては大きな転換だと思います。民営化というのが子供や保護者、町民にとっていいことなのかどうか明らかにしたいと思います。

質問の1点目は、現在まで町営で行ってきたのはなぜでしょうか。

2点目に、運営上困っていることや、子供、保護者の期待に応えられていないと感じられることはどんなことでしょうか。

3点目に、民営化を検討するとしていますが、検討の結果、民営化しないということもあり得るのでしょうか。

4点目には、民営化とは指定管理制度を導入することを想定しているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

5点目に、民営化検討の理由として、民営化すればサービス向上が期待できると書かれていましたけれども、その根拠を具体的にお示してください。

6点目に、サービスの向上以外に民営化が優れていると考えていることはどんなことでしょうか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 認定こども園の民営化の検討についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、保育園、幼稚園、認定こども園を町営で運営してきたことについてですが、保育所が最初に設立された昭和50年代は民間の保育所がまだ少なく、保育需要の増加に応えるために町が保育所を設立し、それ以来、町立保育所・保育園として町が運営してまいりました。

幼稚園につきましては、ひばり幼稚園は設立当初私立でしたが、創設者からの寄贈を馬頭町が受けて、昭和53年度からは町立の幼稚園となりました。小川幼稚園は設立以来、町が運営を続けてきました。

平成29年度に開園した認定こども園につきましても、町立の保育園と幼稚園を統廃合した施設なので、現在も町が運営を行っています。

次に2点目、園の運営についてですが、保育教諭など職員の人員確保に関しましては、園の運営基準となる保育教諭の人数は満たしていますが、個別に支援を必要とする児童が多くなっており、手厚い支援を行うためには、保育教諭の数が十分とは言えない状況です。

次に3点目、民営化についてですが、認定こども園の民営化につきましては、第2次那珂川町子ども・子育て支援プランで民営化を検討しますとしております。また、平成29年1月に策定された、第3次那珂川町行財政改革推進計画においても民営化等も推進すべきであると記されています。

次に4点目、指定管理者制度の導入についてですが、那珂川町のように幼保連携型認定こども園を民営化する場合には、認定こども園法第34条の規定により公私連携という方法だけが認められており、指定管理者制度は導入することができません。

公私連携により民営化する場合には、認定こども園の運営を依頼する法人に、建物や土地を長期間無償または廉価で貸し付け、または譲渡し、町と法人が協定を締結することにより、園の教育・保育運営に町が関与していくこととなります。公私連携の対象となる法人は、学校法人または社会福祉法人に限定されています。

次に5点目、民営化によるサービス向上についてですが、認定こども園を民営化することで、民間ならではの柔軟な発想と優れた運営能力により、延長保育などの特別保育事業をはじめとした保育サービスの向上や、法人独自の新しいサービスの導入が期待できます。

次に6点目、サービス向上以外についてですが、民間の認定こども園の運営費用に対しては、国・県からの交付金があります。また、施設が老朽化して大規模改修や建て替えが必要となった場合にも、国・県の補助制度を利用することができます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 再質問を行います。

まず1点目です。今まで若干は私立であった時代もあったということですがけれども、自治体がこの町として保育園、幼稚園、こども園を運営してきた。その根拠になっているのは、児童福祉法第2条なののでしょうか、いかがですか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 児童福祉法によりまして保育園等の運営は第二種社会福祉事業に該当しますので、町が運営していたということになります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 児童福祉法第2条は、地方自治体は児童の保護者と共に児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと書かれています。こども園などは、自治体が責任を負うということが確認できたと思います。

2点目についての再質問です。人員は確保しているけれども、個別支援が必要な子供たちが増えていると、その点を考えると十分ではないというような答えでした。

では、その十分やれていない、なぜ人員の確保が十分になされていないのか。その根本的な原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 人員の不足につきましては、様々な理由があると思いますが、やはり行政の場合には特に私立などと比べまして、就職が年に1回か2回の就職の機会しかないということで、採用する機会が少ないということで、行政の場合、私立に比べまして採用のチャンスを逃がしていると思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 採用されるほうとしては、私立のこども園のほうがいいのか、あるいは公務員として採用されたほうがいいのか、その辺の判断の違いはあるというふうには思います。けれども、安定した雇用をずっと維持するかどうか、維持できるかどうかというのは、これは公務員のほうが優れているというふうに私は思います。

私の親戚で、私立の保育園の教諭をしている者がいます。その者に聞くと、教諭は圧倒的に若い人たちです。ベテランの方はほとんどいません。なぜそうなるのか。いろいろ聞いてみましたけれども、やっぱり私立は私立なりのやり方でそういう結果になるのだなということが分かってきました。

また後ほどそれには触れたいというふうに思いますが、保育や教育もそうなんですけれども、それに当たる人たちの給与があまりにも低いと。ですから、募集をかけても正規の職員がなかなか集まらない、応募をしてこないと、そういう実情があるというふうに私は思っているんですが、本来ならもっと給与を上げるべきだ、国のほうで上げるべきだと私は思っているんですが、そのことについてはどう思いますか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） その件に関しましては、各保育士さん、保育教諭さんがどのように感じているかということのを正確に把握しているわけではございませんが、国の制度として、こういった保育にはこういった内容のお金を支給するということが決められておりますので、それに沿ったやり方で給与を支給しますと現在のような形になってしまうと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

〔3番 川侯義雅君登壇〕

○3番（川侯義雅君） 今お答えいただきましたけれども、決して今のままでいいというふう
に思っているのではないというふうに思います。

3点目の質問です。再質問です。

民営化しないこともあり得るのですかという質問でしたけれども、それには直接にはお答
えされていないというふうに思うんですが、民営化を検討するというのが今年度の方針なの
で、検討するということは、検討した結果、やっぱり民営化はやめておこうということにも
可能性としてはなり得るのかどうか、そこのところをもう一度お答えいただきたいと思
います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 民営化の検討につきましては、様々な観点から民営化の是
非も含めましてどういった方法があるのか、メリットがどのようなものがあるか、デメリッ
トがどのようなものがあるか、また、デメリットをなくすためにはどういったことが必要な
のか、そういったことを総合的に今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

〔3番 川侯義雅君登壇〕

○3番（川侯義雅君） ということ突き詰めれば、その検討はするけれども、必ずしも民営
化するんだというふうには考えていないように受け取れました。

では、4点目は指定管理者制度というものを導入するということはできないんだと、そう
いうことではないんだということを再度確認してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 先ほどの答弁の中で、認定こども園法第34条の規定により
とご説明申し上げましたが、こちら正式名称は就学前の子供に関する教育保育等の総合的な
提供の推進に関する法律という法律がございまして、こちらの中で、幼保連携型の認定こど
も園を民営化する場合には、公私連携型というものだけになりますので、それは指定管理と
は全く別のものになりますので、指定管理者制度というものは導入することはできないと制
度上なっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 分かりました。その点は分かりました。

5点目の再質問です。民営化するとサービスが向上するということが先ほども言われました。民営化のほうが優れているという点が言われたわけですがけれども、民間が運営する場合には、運営しながら利益を生み出すということから逃れることはできませんね。どうでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 先ほど町長の答弁の中でお話しいたしましたが、幼保連携型認定こども、公私連携の場合には、運営できる法人が学校法人または社会福祉法人に限定されております。どちらの法人も営利目的ではなく、法律で非常に規制がされている極めて公益性が高い団体となっております。保育所、認定こども園等の経理につきましてもほかの営利的な部門からは切り離して運営することになっておりますので、決して利益目的になるとは考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） それでは、営業を続けていて利益が上がらない、それでも営業を続けることができるというふうにお考えなのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） こちらは、制度的には、どういったお子さんが来ればどういったお金が出るということが、民間になりますと国それから県、町、3か所から交付金等が出ますので、それによって通常の運営をしていけば、それほど赤字になるということはないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 今話を聞いていますと、民営化すれば補助金が出ると。町営では出ないのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 町営の場合は、国、それから県からの補助金は、運営費につきましても、それから大規模改修や建て替え等のときにでも、国・県からの補助金は出ないことになっている。代わりに地方交付税に算入されるということにはなっておりますが、現実にどの程度出るというのはちょっと不明な部分もございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

〔3番 川侯義雅君登壇〕

○3番（川侯義雅君） 今までもそうだと思うんですけども、交付金という形で下りてきているのではないですか。それで、今までも町営でやってきたのではないのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 制度上は、算入はされてはいるんですが、地方交付税は内訳の明細がついて出てくるお金ではございませんので、若干不透明な部分もあると認識しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

〔3番 川侯義雅君登壇〕

○3番（川侯義雅君） 臨財債のときもそんなようなお答えだったというふうに思うんですけども、要するに、例えば何にこども園の費用として幾らというふうに、建設関係に幾らというふうに、そういうふうに項目別に分かれてはいないから、でも出るんだと、国からは臨財債、それも必ず後年度補填されるというふうにお答えになっているんですよ。町営で保育園、あるいはこども園を運営していくということについても、そうやって総合的ですけども、最初からこの部分は足りないんで、町の税では足りないんで、交付金として国からお金出しますよというふうになっているのではないですか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 確かに国の説明では、そのように出ているという形にはなっていると思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

〔3番 川侯義雅君登壇〕

○3番（川侯義雅君） ですから、町営だと交付金が出ないみたいな、補助金が出ないという

こと補助金は出ないかもしれないけれども、交付金として出ているので、町営だとうまくいかないということはあり得ないわけですよ。こども園の民営化というのは、子供たちにとっては先生たちが替わったり、あるいは今までやっていた行事ができなくなったり、そういうことも起きてくるわけです。子供たちにとっては、大きなプレッシャーになるわけです。そういうことも考えて民主的に検討していただきたいと、私は民営に移行することを検討すべきではないと思いますが、検討するにしても、ぜひともオープンで保護者の声もきちんと届くような、そういうやり方をやっていただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時01分